

2025年 8月 29日

報道関係者各位

下津井電鉄株式会社

下津井電鉄(株)・岡山電気軌道(株)・両備ホールディングス(株)
中鉄バス(株)・備北バス(株)
運賃適正化に係る共同経営計画を国へ申請

岡山市では平成11年頃からの価格競争により低廉化した都心部の路線バス・路面電車の運賃について、賛同事業者で認可運賃の水準に改定する方針が令和7年2月13日に実施された岡山市公共交通網形成協議会で示され、了承されたところです。

両備ホールディングス株式会社、岡山電気軌道株式会社、中鉄バス株式会社、下津井電鉄株式会社、備北バス株式会社（以下、「5社」）は、岡山市が示された上記方針の賛同事業者となり、2025年10月より市内最低運賃を160円とすることとし、国へ*独占禁止法特例法の認可を受けるため、共同経営計画の認可申請を2025年8月29日に行いましたので、お知らせいたします。

■申請概要

申請者：下津井電鉄株式会社、岡山電気軌道株式会社、両備ホールディングス株式会社
中鉄バス株式会社、備北バス株式会社

対象区域：岡山市内中心部ほか

対象路線：路線バス 5事業者 56路線
路面電車 1事業者 2路線

共同経営の実施日：2025年10月1日～

共同経営の内容：5社が協調して路線バス・路面電車各区間の最低運賃を160円へ変更する。
また、路面電車は全線均一160円へ変更する。
※現行160円以上の区間について、運賃の変更はありません。

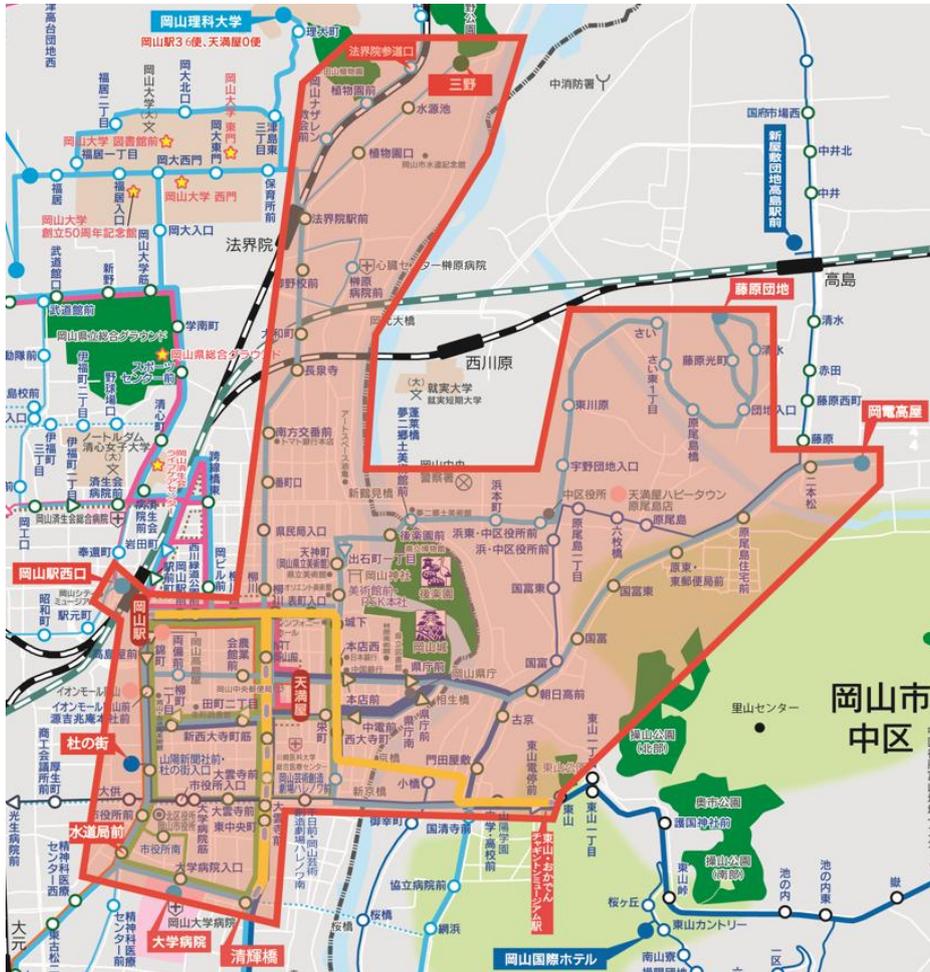
共同経営の効果：今回の運賃設定をすることで5社あわせて、2029年度には年間約149万円の収支改善効果が期待されます。

今回の共同経営の目的：

岡山市内の各区間においては価格競争により、国から認可頂いた運賃（認可運賃）より、実際に適用される運賃（実施運賃）が低廉化した状態となっており、特定の区間・方面では消費税増税の際にも消費税転嫁が実施されず、事業者が増税分を持ち出している状況です。人件費や燃料費の物価上昇が著しい中で、路線バス・路面電車の公共交通を持続的に市民の方へ提供していくためには、認可運賃レベルの運賃設定による収益改善が喫緊の課題であり、今回、独占禁止法特例法の認可を受けるべく共同経営計画の認可申請を行う運びとなりました。また今回の運賃設定を行うことにより、岡山市内中心部の広い区間が160円の区間となり、中心部でご利用される方の分かりやすさ向上に寄与するとともに、これからも持続可能でご利用しやすい環境をハード・ソフト両面で提供できるよう努めて参ります。

■運賃改定を予定している区間（抜粋）

バス（ 5社 ）：岡山駅～天満屋	160円（現行120円）
バス（ 下電 ・岡電）：岡山駅～市役所	160円（現行120円）
バス（ 下電 ・岡電・両備）岡山駅～大雲寺	160円（現行120円～140円）
バス（岡電・両備）：岡山駅～県庁前	160円（現行120円）
バス（岡電）：岡山駅～後樂園前	160円（現行140円）
バス（岡電）：岡山駅～法界院駅前	160円（現行140円）
バス（岡電・両備）：天満屋～山陽新聞社前・杜の街入口	160円（現行130円）
バス（岡電）：天満屋～藤原団地	160円（現行150円）
電車：岡山駅前～郵便局前	160円（現行120円）
電車：岡山駅前～県庁通り	160円（現行120円）
電車：岡山駅前～清輝橋	160円（現行140円）
電車：岡山駅前～東山	160円（現行140円）



■ 中心部運賃の変遷 (抜粋)

- 平成 10 年 7 月 31 日 バス中心部運賃値下げ
バス：岡山駅～天満屋等 160 円から 150 円
- 平成 11 年 12 月 14 日 バス・電車中心部運賃値下げ
バス：岡山駅～天満屋等 150 円から 100 円
電車：岡山駅前～県庁通り・郵便局前 140 円から 100 円
- 平成 24 年 7 月 1 日 バス中心部運賃値下げ
バス：岡山駅～大学病院等 170 円から 140 円
- 平成 26 年 4 月 1 日 消費税 5%から 8%へ 中心部運賃据え置き (実質値下げ)
- 平成 28 年 3 月 20 日 バス中心部運賃値下げ
バス：岡山駅～大学病院等 140 円から 100 円
- 令和元年 10 月 1 日 消費税 8%から 10%へ
中心部運賃据え置き (実質値下げ)
- 令和 4 年 10 月 1 日 バス・電車中心部運賃値上げ
バス：100 円区間を 120 円に
電車：100 円区間を 120 円に

■独占禁止特例法

令和2年11月27日に施行され、人口減少等により乗合バス事業者及び地域銀行が持続的にサービスを提供することが困難な状況にある一方で、当該サービスが国民の生活及び経済活動の基盤となるものであって、他の事業者による代替が困難な状況にあることに鑑み、事業者の一定の共同行為について独占禁止法の特例を定め、経営力の強化、生産性の向上等を通じて、将来にわたって当該サービスの提供の維持を図ることにより、地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上を図り、もって一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的に制定された法律です。

乗合バス事業においては、共同経営計画の認可を受けることによって、複数の事業者が共同で、運賃・路線・ダイヤ等の設定をすることは可能となります。

■会社概要

下津井電鉄株式会社 URL : <https://www.shimoden.co.jp>

本社 : 岡山県岡山市北区大元駅前3番61号

創立 : 1911年8月 資本金 : 1億円

代表者 : 代表取締役社長 永山 久仁彦

主な事業 : 交通運輸業、不動産業、レストラン

下津井電鉄株式会社 バス事業部 URL : <https://shimoden.net/rosen/>

所在地 : 岡山県岡山市北区大元駅前3番61号

事業内容 : バス事業 (乗合バス、高速バス、特定バス、貸切バス)、

【本件に関するお問い合わせ先】

下津井電鉄株式会社 バス事業部 営業課

電話番号 : 086-231-4331 (9:00~18:00)